

令和7年(2025年)1月30日
厚生委員会資料
健康福祉部保健企画課

中野区聴力健診（区民健診）事業の実施について

中野区聴力健診（区民健診）事業の実施について、下記のとおり報告する。

1 目的

65歳以上の方は、自分では気づきにくい加齢に伴う難聴等が急増するため、区民健診として「聴力健診」を実施し、聞こえの衰えを早期に発見する。

2 事業内容

(1) 事業実施時期

令和7年度より事業開始

令和7年6月1日より令和8年2月28日まで区民健診として実施する。

(2) 対象者及び健診内容

① 区民健診として実施

- ・中野区在住の65歳の方（受診券を対象者に送付する）
(健診内容)　問診と簡易聴力検査

② 基本健診（長寿（後期高齢者）健診・健康づくり健診）の問診で耳の聞こえをチェック

- ・中野区在住で後期高齢受給者証をお持ちの方
- ・75歳以上で生活保護等受給者の方
(健診内容)　問診

(3) 自己負担金

上記①の方 400円（非課税世帯は免除）

上記②の方 基本健診の一環として実施し、新たな自己負担金はなし

(4) 聴力健診を行う医療機関

中野区内の耳鼻咽喉科で聴力健診実施医療機関として登録した医療機関

(5) 聴力健診実施後の結果について

- ① 精密検査が必要な場合は医師の指示により再度耳鼻咽喉科等を受診し診断を受ける。
- ② ①の診断の結果、補聴器の使用が必要とされた場合
 - ・「高齢者補聴器購入費用助成制度」の案内を受ける。
 - ・制度利用に該当し本人も希望する場合は、「医師意見書」の作成を受け、必要な手続を進める。

3 周知方法

- ・ 区報及び区ホームページに掲載
- ・ 聴力健診実施医療機関及び中野区区民健診を行う区内の各医療機関等に周知ポスターを配布依頼
- ・ 区掲示板に周知ポスターを掲示

4 その他

令和7年度から令和9年度までの3年間は、難聴が急増する65歳に聴力健診を実施する。令和10年度以降は、受診率、健診結果等について分析し、中野区医師会等と聴力健診実施医療機関の受け入れ体制も確認しながら対象者を検討していく。